

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	草津看護専門学校
設置者名	社会医療法人誠光会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	36 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページ ( <a href="https://www.seikoukai-sc.or.jp/kusatsukango/">https://www.seikoukai-sc.or.jp/kusatsukango/</a> ) に掲載
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	草津看護専門学校
設置者名	社会医療法人誠光会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	幹部連絡会議・運営会議
役割	<p>学校運営を円滑に図るために設置している会議であり、当該会議で出された意見を教育の向上に活用し、学校運営の更なる改善及び円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>当該会議では校長、事務長（課長）、教務長、教科・学生担当課長、実習担当課長、外部からの人材として学校を置く社会医療法人誠光会の法人役員の理事、その他校長が必要と認める者をもって運営する。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
社会医療法人誠光会の理事	2025.4.1 ~ 2027.3.31（再任可）	幹部連絡会議・運営会議委員 法人執行部会議委員
社会医療法人誠光会 法人 事務局長（兼事務長）	2025.4.1 ~ 2027.3.31（再任可）	法人執行部会議委員
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	草津看護専門学校
設置者名	社会医療法人誠光会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教員および講師が授業計画(シラバス)を作成し、本校教員会議の合議をもって決定する。</li> <li>3年間のすべての授業計画(シラバス)を冊子(教育計画)としてまとめている。</li> <li>毎年4月に冊子(教育計画)は入学生に配布している。</li> <li>シラバスはホームページにて公表している。</li> </ul>	
授業計画書の公表方法	冊子(教育計画)を配布、本校ホームページに掲載
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講義への出席率、筆記試験またはレポートの評価により単位認定を行う。</li> <li>成績評価は100点満点とし、優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)とし、60点以上を合格とする。</li> </ul>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価は優・良・可・不可の4段階とし、学年ごとに個人別、科目別に得点(100点満点)を記載した一覧表、欠課・欠席時間の一覧表を作成し、単位認定会議において単位認定を行う。</li> </ul>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>学生便覧を配布、本校ホームページに掲載</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草津看護専門学校学則第25条(卒業)による。 校長は、第3条に規定する期間を在学し、在学期間に出席すべき全日数の3分の2の日数を出席した者で、全授業科目の単位を修得した者に卒業認定会議を経て卒業を認定する、と定めている。</li> <li>・草津看護専門学校学則第26条(専門士の称号)による。 校長は学校の課程を修了した者に、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。</li> <li>・草津看護専門学校学則第27条(卒業証書の授与) 校長は、卒業の認定をした者に体位、卒業証書を授与する。</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>学生便覧を配布、本校ホームページに掲載</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	草津看護専門学校
設置者名	社会医療法人誠光会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	社会医療法人誠光会ホームページにて公表
収支計算書又は損益計算書	社会医療法人誠光会ホームページにて公表
財産目録	社会医療法人誠光会ホームページにて公表
事業報告書	社会医療法人誠光会ホームページにて公表
監事による監査報告（書）	社会医療法人誠光会ホームページにて公表

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2985時間／106単位	1905時間 /82単位	単位時間/ 単位	1080時間 /24単位	単位時間/ 単位	単位時間/ 単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		109人	0人	12人	100人	112人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 当校の教育理念、教育目的、教育目標に基づいてカリキュラムを編成している。 教育目標に沿って達成状況をカリキュラム会議の中で評価を行い次年度に繋げている。
成績評価の基準・方法
（概要） 科目の成績評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。筆記試験、レポートにて評価をする。成績評価は優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）とし、60点以上を合格とする。 臨地実習評価は、実習担当部署の担当教員と臨床指導者等の意見を加味して実習評価表を用いて評価をする。実習評価も優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）とし、60点以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要） ・草津看護専門学校学則第25条（卒業）による。 校長は、第3条に規定する期間を在学し、在学期間に出席すべき全日数の3分の2の日数を出席した者で、全授業科目の単位を修得した者に卒業認定会議を経て

卒業を認定する、と定めている。 ・草津看護専門学校学則第 26 条（専門士の称号）による。 校長は学校の課程を修了した者に、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。 ・草津看護専門学校学則第 27 条（卒業証書の授与） 校長は、卒業の認定をした者に体位、卒業証書を授与する。
学修支援等
（概要） 学年担任によるチューター制、国家試験対策、スクールカウンセラーによるカウンセリング

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
37 人 (100%)	0 人 ( 0%)	37 人 ( 100%)	0 人 ( 0%)
（主な就職、業界等） 医療機関（病院）			
（就職指導内容） 面接指導			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家資格、専門士（医療専門課程）、大学 3 年次編入学試験受験資格、保健師・助産師養成所入学試験受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
109 人	6 人	5.5%
（中途退学の主な理由） 学業不振・進路変更・学生生活不適合・修学意欲低下		
（中退防止・中退者支援のための取組） スクールカウンセリング、個別チューター制		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	400,000 円	200,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページ ( <a href="https://www.seikoukai-sc.or.jp/kusatsukango/">https://www.seikoukai-sc.or.jp/kusatsukango/</a> ) に掲載		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価委員会は、自己評価の結果を基に学校関係者評価を行い、学校自己評価の客観性、透明性を高めると共に関係者評価を踏まえて、職員会議、学校連絡会議・運営会議で再検討を行い、学校の改善に取り組む。評価委員には、卒業生、同一法人内の関係者、その他学校運営に関心を有する者等各1名以上を選任し、学校関係者評価を実施し、年度末までに結果を公表する。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
淡海医療センター	2年	実習病院 医師
淡海医療センター	2年	実習病院 事務
卒業生	2年	卒業生
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページ ( <a href="https://www.seikoukai-sc.or.jp/kusatsukango/">https://www.seikoukai-sc.or.jp/kusatsukango/</a> ) に掲載予定		
(備考)		
第三者評価は未実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページ ( <a href="https://www.seikoukai-sc.or.jp/kusatsukango/">https://www.seikoukai-sc.or.jp/kusatsukango/</a> ) に掲載
---

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H125320600027
学校名 (〇〇大学 等)	草津看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	社会医療法人誠光会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		0人（ 0 ）人	0人（ 0 ）人	0人（ 0 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
区分外（多子世帯）	0人	0人		
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				0人（ 0 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。